

再審査の申立てについて（総務局関係）

次のとおり大阪市役所本庁舎の事務スペースの使用不許可等に係る不当労働行為救済申立事件について再審査を申し立てる。

当事者及び名	事件概要
1 申立人 大阪市 被申立人 大阪市役所労働組合 2 中央労働委員会 不当労働行為救済再審査申立事件	本市が被申立人に対し、大阪市役所本庁舎の事務スペース（以下「本件事務スペース」という。）の使用を不許可とするとともに、本件事務スペースからの退去を求めた行為（以下「本件不許可処分等」という。）は、被申立人の運営を支配し、又はこれに介入する不当労働行為であるとして、被申立人が、本市に対し、本件事務スペースの使用を許可し、被申立人の組合事務所として使用させること並びに本件不許可処分等に関する謝罪文の手交及び掲示をすることを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成26年2月20日に、本市に対し、今後本件不許可処分等のような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書を被申立人に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので再審査の申立てを行うもの

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説明

大阪市役所本庁舎の事務スペースの使用不許可等に係る不当労働行為救済申立事件の再審査を申し立てるため、この案を提出する次第である。